融資商品説明書

令和4年4月1日現在

商品名	マネー１１０番(4-2)
ご利用いただける方	・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)年齢が満２０歳以上で安定継続した収入がある方。 ・年金収入の方も対象となります。 ・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。 （年収１５０万円以上または、年収９０万円以上で家族と同居されている方。） 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (2)しんきんカードローン（(一社)しんきん保証基金保証付カードローン）を契約されている方、または新たに契約していただける方。 (3)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (4)日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。 (5)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、次に該当するものとします。 ①申込人または申込人の家族(配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫・兄弟)が必要とする資金。 ※申込日時点で、支払日から１ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。 ②申込人が①を使途として当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローン(借換直前３ヶ月の約定返済が３営業日以上の履行遅滞が１度もないものに限る)の借換資金。 （借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） 【対象とならない資金】 ・事業性資金　・株式取得資金(自社株の取得・増資に伴う払込資金も含む) ・投機的な性格の資金(ギャンブル等に用いられる資金も含む) ・税金支払資金(貸付金により当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は除く) ・転貸資金(申込人から第三者への転貸資金) ・旧債返済資金(上記使途②に該当するものは除く)
ご融資金額	・一人につき１万円以上５０万円以内(１万円単位)。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン（フリーローンを含む）の現在残高（当座貸越の場合は貸越極度額）の合計額が３，０００万円以内とします。
ご返済期間	・３ヵ月以上８年以内。 最長６ヵ月間の元金返済据置(利払いのみ)ができます。
ご融資利率	・固定金利。当金庫所定の金利を適用させていただきます。
ご返済方法	・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。 ご融資金額の５０％以内で６ヶ月ごとの増額返済(１万円単位)の併用もできます。
担　　保	・不要です。
連帯保証人	・不要です。
保 証 料	・保証料率はご融資利率に含めます。
手 数 料 等	・不要です。
会　　員	・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。

萩山口信用金庫

融資商品説明書

令和4年4月1日現在

商品名	マネー１１０番(4-2)
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫